

確定申告書の作成や電子申告を自宅でしてみませんか？

スマートフォンやパソコンを利用している人は、ぜひ自宅からインターネットでの確定申告書の作成や電子申告をお願いします。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば自動で計算されて確定申告書を作成できます。

●各種問い合わせ先

○国税に関する一般的な質問・相談など
☎0570・00・5901(全国一律市内通話料金)

○e-Taxの使い方・操作方法など
☎0570・01・5901(全国一律市内通話料金)

○税務署へ用件があるとき
香椎税務署☎092・661・1031

●国税の軽減など

災害などに遭ったときは、国税の軽減などを受けられる場合があります。詳しくは二次元コードをご確認ください。香椎税務署☎092・661・1031

○チャットボットでの相談

質問を入力するとAIを活用した
「税務職員ふたば」が答えます

「税務職員ふたば」はこちら▶QRコード

自主作成コーナーでスマホ申告のサポートを行います

自主作成コーナーではパソコンを使った申告書作成のサポートに加えて、スマホ申告のサポートを行います。スマホ申告を希望する場合は自分のスマートフォンに事前にマイナポータルアプリをインストールし、利用者登録を完了した上でお越しください。

確定申告当日に必要なものを確認！

① 本人確認書類

○申告者および扶養者のマイナンバーカード
※マイナンバーカードを持っていない場合は、個人番号の記載のある住民票と運転免許証などの本人確認書類

② 収入が分かるもの

○給与や年金(企業年金も含む)の所得が分かる源泉徴収票など
○営業・農業・不動産収入がある人は収支内訳書または決算書

③ 控除が分かるもの

○生命保険、個人年金、地震保険の控除証明書
○国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料の領収書または証明書
○その他控除を受けるための証明書(寄附金(ふるさと納税など)の領収書、医療費控除の明細書など)
○心身に障がいがある人は障害者手帳など

④ その他

○申告者名義の金融機関の口座番号が分かるもの ※還付の場合は必須
○電子申告(e-Tax)に関する利用者識別番号(16桁の数字)が分かるもの ※持っている人のみ
○スマートフォン ※自主作成コーナーを予約した人でスマートフォンで申告をする人。マイナンバーカードのパスワード2種類(数字4桁、英数字6~16桁)が必要です。必ず事前にご確認ください。
○印鑑 ※認印でも可能です

注意

○収入や控除が分かるものをあらかじめ印刷して持ってきてください。
○営業・農業・不動産収入がある人は、収支内訳書や決算書は事前に作成して持ってきてください。自分で作成するのが難しい人は、香椎税務署で申告してください。
○医療費控除を受ける人は、所定の必要事項をまとめた「医療費控除の明細書」の添付が義務化されています。必ず事前に作成して持ってきてください。※保険者が発行する医療費通知の添付でも可能です
なお、国民健康保険の医療費通知11~12月分は令和8年2月末に発送します。医療費通知到達前に申告する場合は、11~12月分の医療費の明細を「医療費控除の明細書」に記入する必要があります。

令和7年分 税の申告

問い合わせ
市税課☎0940・43・8117

令和7年分の所得税および市県民税の申告受付が始まります。提出された申告書は、市県民税や国民健康保険税、介護保険料などの算定、所得証明書発行の基礎資料となりますので、各申告会場の開設期間内に忘れずに申告しましょう。

なお、スマートフォンやパソコンによる電子申告を推奨するため、市役所別館大ホールおよび津屋崎郷づくり交流センターで行う所得税の申告の対面による受け付けは、令和8年1月1日時点で65歳以上(昭和36年1月2日以前に生まれた人)もしくは公的年金所得(老齢年金)がある人の申告のみとなります。

⚠ 今年の申告会場は
市役所別館
大ホール
と
津屋崎郷づくり
交流センター
中央公民館ではありません X

まずは申告前にチェック！

申告内容によっては市申告会場で受け付けできないものもありますので、フローチャートで事前にご確認ください。

① 令和8年1月1日時点で65歳以上もしくは公的年金所得(老齢年金)がある



はい



市申告会場での対面による申告受付はできません。スマートフォンやパソコンによる申告書作成や電子申告、または香椎税務署などでの申告を検討してください。※市県民税申告の人は④へ

② 申告書を自分で作成できる、またはスマートフォンやパソコンを使った申告書の自主作成に興味がある



はい

いいえ

国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーの利用を勧めます。詳しくは13ページをご覧ください。操作に不安がある人は、市申告会場の自主作成コーナーで、補助員のサポートを受けながら、スマートフォンやパソコンを使って申告書を作成できます。
※事前予約が必要です
※申告する内容などによっては香椎税務署を案内することがあります

③ 申告内容に土地・建物の譲渡(分離課税)、株の譲渡、分離配当、山林所得、先物取引、繰越損失、雑損控除が含まれる



はい

いいえ

税務署からの指導により、市申告会場では申告を受け付けできません。
香椎税務署で申告してください。

④ 申告内容に営業、農業、不動産、利子、総合譲渡、退職の所得が含まれる



はい

いいえ

⑤ 営業・農業・不動産の所得がある人で収支内訳書または決算書を作成済みである (営業・農業・不動産の所得がない人は「はい」へ)



はい



いいえ

市申告会場で市職員が申告を受け付けます。事前予約が必要です。
詳しくは14ページをご覧ください。
※①に該当しない人の申告と一緒に、または代理で受け付けることはできません

市申告会場で税理士、税務署職員が申告を受け付けます。事前予約が必要です。
詳しくは14ページをご覧ください。

収支内訳書または決算書を作成してください。

←.....: 作成後は

市県民税申告の電子申告が開始となります

市県民税申告とは、所得税がかからない人や確定申告の必要がない人が行う収入や控除などの申告で、市役所に提出するものです。

令和8年度(令和7年分の所得)の市県民税から電子申告が可能となります。eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して市県民税に関する申告ができます。詳細は市公式ホームページをご確認ください。

また市公式ホームページの「住民税試算システム」で作成することもできます。作成後は印刷して市税務課へ郵送、もしくは市申告会場へお持ちください。パソコンでの作成が難しい人は、市申告会場で受け付け可能ですが、事前予約が必要です。



市役所別館大ホールと津屋崎郷づくり交流センターでの申告手続きは、事前予約が必要です！

今回の申告からインターネットによる先行予約を開始します。

インターネットでは24時間待ち時間なく予約手続きが可能です。ぜひインターネット予約をご利用ください。

予約受付方法	予約受付期間	受付時間
Ⓐインターネット	1月26日(月)正午～3月12日(木)午後5時	24時間
Ⓑコールセンター ☎0570・011・066	2月2日(月)～3月12日(木) ※予約開始当初は電話が大変混み合います	午前9時～午後4時 ※土曜・日曜日、祝日は除く

※市税務課窓口での予約受付はできません。また、予約は先着順です。予約枠が埋まり次第、受け付けを終了します

※予約日の前日まではインターネットおよびコールセンターで予約のキャンセルができます。当日は市税務課へ電話で連絡してください。

※市役所別館大ホールと津屋崎郷づくり交流センターの予約が取れなかった場合、確定申告は令和8年3月16日(月)までに香椎税務署で行ってください。市県民税申告は3月16日(月)以降に市税務課で受け付けます

～予約前に必ず確認！予約時に必要な情報～

家族など代理人による申告の場合も、予約は申告対象者の情報で行ってください。

①氏名 ②電話番号 ③住所 ④生年月日 ⑤受信可能なメールアドレス(インターネット予約の人のみ)

⑥日時(以下の申告日程・申告時間を確認)⑦申告する所得、控除の内容

▶申告会場・日程 … 14ページで確認

▶申告時間 … 予約時に以下の時間から選んでください。※正午～午後1時は昼休憩

【市役所別館大ホール 市職員受付・税理士受付・自主作成コーナー】

①午前9時 ②午前9時30分 ③午前10時 ④午前10時30分 ⑤午前11時 ⑥午前11時30分(市職員受付のみ) ⑦午後1時 ⑧午後1時30分 ⑨午後2時 ⑩午後2時30分 ⑪午後3時 ⑫午後3時30分(自主作成コーナーは除く)

【津屋崎郷づくり交流センター 市職員受付・税理士受付】

①午前9時 ②午前9時30分 ③午前10時 ④午前10時30分 ⑤午前11時 ⑥午前11時30分(市職員受付のみ) ⑦午後1時 ⑧午後1時30分 ⑨午後2時 ⑩午後2時30分 ⑪午後3時 ⑫午後3時30分(自主作成コーナーは除く)

【津屋崎郷づくり交流センター 自主作成コーナー】

①午前9時 ②午前10時 ③午前11時 ④午後1時 ⑤午後2時 ⑥午後3時

Ⓐ インターネットでの予約方法

- 12ページの「まずは申告前にチェック！」フローチャートを見て、どの申告を行うか確認する。
- 市公式ホームページから予約ページへ行き、予約する。
- 予約が完了したら予約完了のお知らせがメールで届くので、誤りがないか確認する。

Ⓑ 電話での予約方法 ※音声案内が流れたら順番に

予約を受け付けますので、そのままお待ちください

- 電話する前に12ページの「まずは申告前にチェック！」フローチャートを見て、どの申告を行うか確認する。また、いくつか候補日を考えておく。
- 電話をして、オペレーターの質問(所得の種類など)に回答する。
- いくつか候補日を事前に考えておき、希望の日時を伝える。
- 予約を完了する前に必要資料や注意事項の説明を受ける。
- 説明の内容は広報ふくつ2月号や市公式ホームページ(令和8年2月1日以降)でも確認できます

各申告会場の日程、時間など

受け付けは、事前予約や当日整理券が必要です。会場ごとに予約方法や受け付けできる申告内容が違うので、注意してください。

申告内容	申告会場の期間・時間・対象者・申告の種類・予約方法							
	①市役所別館 大ホール(※4)	②津屋崎郷づくり 交流センター(※4)	③香椎税務署 申告会場(※4)	④イオンモール福津 スマホ申告会場				
	2月16日(月)～3月13日(金) 午前9時～正午、午後1時～午後4時	2月16日(月)～2月27日(金) 午前9時～正午、午後1時～午後4時	2月16日(月)～3月1日(日) 午前9時～午後4時	2月3日(火)～2月4日(水) 午前10時～午後3時				
対面での申告受付(市職員受付・税理士受付)は、令和8年1月1日時点で65歳以上もしくは公的年金所得がある人に限ります。 ※65歳未満の人、公的年金所得がない人の申告と一緒に、または代理で受け付けることはできません ※市県民税申告は年齢・所得の種類を問わず受け付けます								
	市職員受付	税理士受付(※5)	自主作成コーナー	市職員受付	税理士受付	自主作成コーナー	——	——
所得	事業	営業など	×	△(※2)	△(※3)	×	△(※2)	△(※3)
	農業		×	△(※2)	△(※3)	×	△(※2)	△(※3)
	不動産		×	△(※2)	△(※3)	×	△(※2)	△(※3)
	配当・一時		△(※1)	△(※1)	△(※1)	△(※1)	△(※1)	△(※1)
	給与		△(※2)	△(※2)	○	△(※2)	△(※2)	○
	公的年金		○	○	○	○	○	○
	土地・建物の譲渡		×	×	×	×	×	○
	株式の譲渡		×	×	×	×	×	×
	住宅借入金等特別控除		×	×	×	×	×	○
控除	医療費控除		○	○	○	○	○	○
	寄附金控除		○	○	○	○	○	○
	雑損控除		×	×	×	×	×	×
注意事項		3月11日(水)、3月12日(木)、3月13日(金)は市職員受付と市県民税申告のみ受け付け。				スマートフォンを持っている人は、原則、自分のスマートフォンで申告書を作成。税務署の駐車場は利用できません。公共交通機関や周辺の有料駐車場を利用してください。		自分のスマートフォンが必要。イオンモール福津への確定申告に関する問い合わせは控えてください。
問い合わせ先		市税務課 ☎0940・43・8117				香椎税務署 ☎092・661・1031		
予約方法		インターネット、電話 ※詳しくは15ページで確認してください				会場で当日整理券を配布、LINEを配布		

(※1)総合課税のみ申告できます。申告分離課税を選択する場合は香椎税務署へ

(※2)令和8年1月1日時点で65歳以上(昭和36年1月2日以前に生まれた人)もしくは公的年金所得(老齢年金)がある人のみ申告できます

(※3)市職員受付に該当する項目以外の入力方法などについて不明な点は、香椎税務署に問い合わせてください。当日、会場での対応はできません

(※4)市役所別館大ホール、津屋崎郷づくり交流センター、香椎税務署の受付期間は、土曜・日曜日、祝日は除きます

(※5)2月19日(木)、2月20日(金)、2月24日(火)は税理士受付はありません。香椎税務署職員が申告を受け付けます